山口大学大学研究推進機構研究開発支援スペース利用者選考基準

(目的)

第1条 山口大学大学研究推進機構(以下「機構」という。)が管理する常盤地 区のレンタルスペースのうち研究開発支援スペースの利用承認にあたり,共同 研究等のために利用する者(利用グループを含む。以下「利用代表者」という。) の選考に関し必要な事項を定める。

(利用資格)

- 第2条 利用資格は、原則として次のいずれかを満たしている者とする。なお、 利用資格を有する者であることの判断は、機構長が行うものとする。
 - (1) 外部資金による研究を実施している利用代表者
 - (2) 学内外との共同研究を実施している利用代表者
 - (3) 機構事業として研究を実施する利用代表者
 - (4) 本学の知的財産を産業界に移転する目的で活動する者
 - (5) 機構長が特に認めた者

(選考方法)

第3条 選考は、利用資格を満たしている利用代表者を対象に、書面審査にて行 う。

(書面審査)

- 第4条 書面審査は,利用代表者から提出された申請書類等を基に,別紙様式「利用内容等選考評価票(書面審査)」(以下,「書面審査票」という。)に常盤地区施設管理運営専門委員会の委員が行う。
- 2 書面審査は、第2条各号の区分に応じて次の申請書類等により行うものとする。
 - (1) 当該利用申請に係る外部資金申請書及び契約書等(写)
 - (2) 当該利用申請に係る共同研究契約書等(写)
 - (3) その他当該利用申請に係る研究内容等が示された書類

(選考指針)

第5条 選考にあたっては、イノベーションに資する可能性を第一義的に重視するものとし、新規性、将来性、独創性、社会貢献への期待度、研究計画の妥当性、予算の妥当性、研究目的の明確性、研究成果の見通しの信頼性等を書面審査票等によって行うものとする。

附則

この基準は,平成21年6月29日から施行し,平成21年4月1日から適用する。

附則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この基準は、令和2年7月1日から施行する。